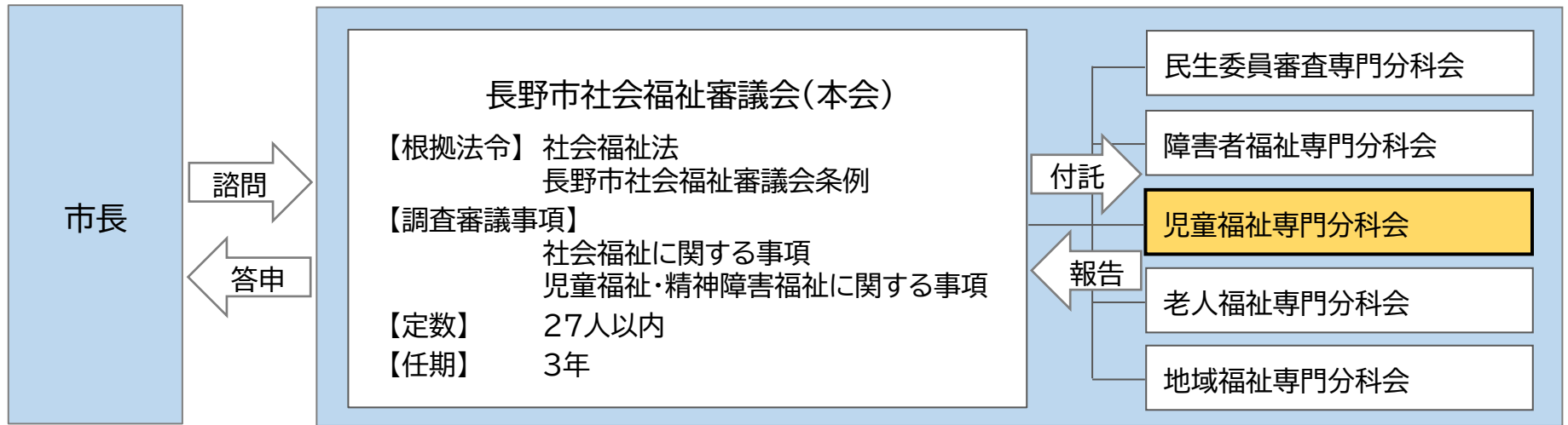


長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会及び長野市版子ども・子育て会議について



長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童福祉法に定める児童福祉審議会 ※社会福祉法の規定により、地方社会福祉審議会児童福祉専門分科会として設置 ○ 子ども・子育て支援法に規定する、地方版子ども・子育て会議に位置付け
任期、委員数	<ul style="list-style-type: none"> ○ 任期は令和8年4月から令和11年3月まで ○ 委員数は17人 構成：学識経験者、児童福祉、子ども・子育て・若者支援及び教育関係者、市議会議員、公募委員
調査審議・意見聴取事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童並びに母子及び父子の福祉に関する事項 ○ 子ども・子育て支援に関する事項(長野市版子ども・子育て会議) <p>具体的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等の保育料、保育所・認定こども園等の認可、放課後子ども総合プラン事業利用料 ・子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策計画及び若者に関する計画の点検・評価等、こども計画の策定 等 <p>※社会福祉審議会(本会)から児童福祉専門分科会に調査審議を付託された事項については、重要又は異例な事項を除いて、分科会の決議が本会の決議となる。</p>